

志免町木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、志免町木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、木造戸建て住宅の性能向上改修工事等の実施に要する費用の一部を予算内の範囲において補助（福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金を活用する。）することにより、その実施を促進し、もって震災に強いまちづくり及び脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法の基準に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が、住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 木造戸建て住宅 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組み壁工法（ツーバイフォー工法をいう。）で建築された木造戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が、建築物全体の床面積の2分の1未満であるものに限る。）を含む。）をいう。
- (3) 性能向上改修工事 次に掲げる改修工事をいう。
 - ア 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅について、建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計（工事管理を含む。）をいう。
 - イ 省エネ改修工事 木造戸建て住宅の省エネ性能の向上が図られる改修工事（開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事）をいう。
- (4) 建替え等 次に掲げるものをいう。
 - ア 建替え・住替え 自らが居住するため、地震に対する安全性が確保された住宅を建築、賃借等により確保することをいう。
 - イ 空き家の相続等 空き家を相続又は遺贈により取得したことをいう。
 - ウ 移住者による空き家の購入 自らが居住する住宅を新築するため、空き家を購入することをいう。

(5) 施行者 町内にある木造戸建て住宅の所有者その他町長が住宅の性能向上改修工事又は建替え等に伴う除却工事が必要と認める者で、性能向上改修工事又は建替え等に伴う除却工事を行うものをいう。

(6) 町内業者 町内に本店、支店又は営業所を有する法人又は個人の施工業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、施行者のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 本町の町税を滞納していないこと。

(2) 志免町暴力団排除条例（平成22年志免町条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくはこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の交付)

第4条 町長は、補助対象者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

(補助対象住宅)

第5条 補助金の交付対象となる木造戸建て住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 本町内に存在するもの

(2) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築又は工事に着手したもの（昭和56年6月1日以降に増改築を行ったものを含む。）

(3) 地階を除く階数が2以下のもの

(4) 性能向上改修工事においては、現に居住者がいること又は当該工事後に居住する予定の者がいること。

(5) 建替え等に伴う除却工事においては、除却後に、耐震性のある住宅を確保すること。ただし、第2条第4号イの場合を除く。

(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令の規定に違反していないもの

(7) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であること。（建替え等に伴う除却工事においては、令和6年1月30日国住市第40号により示された「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を活用し、町長が倒壊の危険性があると判断したものを含む。）

(8) 当該補助対象住宅において、地方公共団体から補助金の交付を過去に受けたことがないこと。

(交付の対象とする費用)

第6条 補助金の交付の対象となる費用は、次に掲げる工事を実施するために必要な費用とする。ただし、住宅の用途に供する部分の工事に限る。

- (1) 補助対象住宅の性能向上改修工事（原則として耐震改修工事と省エネ改修工事を併せて行うもの）
- (2) 建替え等に伴う補助対象住宅の除却工事（空き家の相続等に伴う場合においては、相続開始日から起算して3年を経過する日の属する年の翌年3月までに行うもの）

(補助金の交付額)

第7条 補助金の額は、1戸につき次に掲げるとおりとし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

- (1) 性能向上改修工事においては、次のア及びイに掲げる額を合計した額とする。ただし、次条に規定する事前協議において耐震改修工事のみを行うことが適当であると町長が認める場合は、アに掲げる額とする。

ア 耐震改修工事においては、当該耐震改修工事に要する費用の25パーセントに相当する額とし、30万円を上限とする。ただし、町内業者と当該耐震改修工事に係る請負契約を締結した場合は、40万円を上限とする。

イ 省エネ改修工事においては、当該省エネ改修工事に要する費用の25パーセントに相当する額とし、15万円を上限とする。

- (2) 建替え等に伴う除却工事においては、補助対象住宅の解体及び撤去に要する費用又は補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用のいずれか低い方の額の23パーセントに相当する額とし、30万円を上限とする。

(補助事業の事前協議)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、第6条に掲げる工事（以下「補助事業」という。）の実施に関する契約を締結する前に、補助事業について町長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けるよう努めなければならない。

(補助金の交付の申請)

第9条 申請者は、志免町木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付又は不交付の決定)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を精査し、補助金の交付又は不交付を決定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により交付を決定したときは、志免町木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは志免町木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知しなければならない。

3 町長は、補助金の交付を決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

（補助金交付申請の取下げ）

第11条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに志免町木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金交付申請取下届（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前条の規定による取下げの届出があったときは、前条第1項の規定による補助金の交付の決定を取り消すものとする。

（補助事業の内容の変更）

第12条 交付決定者は、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかにその内容について町長と協議をしなければならない。

2 交付決定者は、前項に規定する場合において、交付決定を受けた額の変更を伴うときは、必要に応じて志免町木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金変更交付申請書（様式第5号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を志免町木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金交付変更審査結果通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第13条 交付決定者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

（検査等）

第14条 町長は、必要と認める場合においては、補助事業の工程を指定し、検査を実施することができる。

2 町長は、前項の規定による検査の結果、当該補助事業が適正に行わ

れていないと認める場合には、当該補助事業が適正に行われるよう交付決定者に指導するものとする。この場合において、交付決定者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

（実績報告）

第15条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、事業完了後1週間以内又は申請年度の1月31日のいずれか早い日までに、志免町木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助事業完了実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、志免町木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金額確定通知書（様式第8号）により当該交付決定者に通知しなければならない。

（補助金の請求）

第17条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、志免町木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金交付請求書（様式第9号）に関係書類を添えて町長に提出し、補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第18条 町長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第19条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第14条第2項の規定による指導に従わないとき。
- (4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項（第3号を除く。）の規定は、第16条に規定する補助金の確定を行った後においても適用する。

3 町長は、前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、志免町木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、当該交付決定者に対し通知しなければならない。

らない。

（補助金の返還）

第20条 町長は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、志免町木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金返還命令書（様式第11号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

（書類の整理及び保存）

第21条 補助金の交付を受けた施行者は、補助金の使途に関する領収書その他関係資料を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の終了後も当該書類を5年間保存しなければならない。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に改正前の志免町木造戸建て住宅耐震改修工事費補助金交付要綱の規定によりなされた申請その他の行為は、改正後の志免町木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金交付要綱の相当規定によりなされた行為とみなす。